

ともに生きる

子どもの人権について

【問合せ先】

人権政策課
☎072・433・7160



市役所2階

現在の日本には、いじめ、児童虐待、ヤングケアラーなど多くの社会問題が山積しています。これらの解決には医療や福祉、教育などさまざまな分野から多角的な支援が必要となります。令和5年4月に「子どもまんなな社会」を目指すために「子ども家庭庁」が発足しました。子どもに関する社会問題に対し包括的に取り組み、必要に応じて他の省庁と連携することにより、子どもを取り巻く環境が改善されることが期待されています。また、同年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、次世代の社会を担う子どもたちが生涯にわたって人格形成の基礎を築き、健康やかに成長し、権利が守られ、幸福な生活ができる社会の実現をめざすことを目的としています。

貝塚市においても大規模な機構改革を行い、今年度から「子ども相談課」を設けました。育児に関する相談や発達相談、虐待に関する相談業務を一括して担当することにより、子どもを持つ親が安心して子育てできる環境づくりをめざしています。

近年、全国で児童虐待の相談や不登校、自殺、ネットいじめなどの件数が過去最高水準となるなど、子どもの人権を侵害するような出来事が多く発生し、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっていきます。児童虐待も増え続けており、大阪では令和4年度に過去最多を記録しました。殴る・蹴るなどの「身体的虐待」ばかりではなく、罵声を浴びせる、無視するなど「心理的虐待」や、性的行為を強要するなどの「性的虐待」、食事や風呂、着替えなどの世話をしない、必要な医療を受けさせない、家や車の中に放置して外出するなどの行為(ネグレクト)も全て虐待です。子どもが正しくないことをしたら、親や保護者が愛情をもって叱ることはしつけであり必要なことです。しかし大人が怒りの感情に任せて子どもを殴ったり、大声で怒鳴ったりすることは「しつけ」ではなく「虐待」です。子どもが虐待で苦しむことがないよう、親への啓発や周囲の見守り、そして重大な事故が起こる前に対応することが重要で

青少年人権教育交流館(ハート交流館)では、たくさんのお子たちが、放課後、ボードゲームやけん玉、コマで遊んだり、グラウンドでサッカーをしたり、体育室でバスケットボールをしたりと元気いっぱい過ごしています。うれしいことや、悲しいこと、さまざまな経験を重ねながら一日一日を精一杯



ハート交流館で大切にしていること

アニメ「めぐみ」の上映会

拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、拉致問題に対する府民の認識、世論を高めるため、アニメ「めぐみ」の上映会を開催します。アニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです。



▶日時 1月20日(土)午後2時~3時30分▶場所 大阪市立難波市民学習センター▶プログラム 政府の取組説明(拉致問題対策本部)、アニメ「めぐみ」上映、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」上映▶定員 120人(当日先着順)▶参加費 無料▶申込 不要

問合せ先 大阪府人権企画課 ☎06-6210-9280

生きている子どもたちの様子に、熱いエネルギーを感じます。一方、今までの人との関わりの中で、本来持つべき力を削がれ、自信をなくし引込み思案になっていく子どもや、関わりを求め「もつとわたしを見て!」という気持ち、人や物にあたることで表現する子どももいます。どの子にとっても大切にされ、ありのままの自分を出せる場、安心の場でありたいと願う、ハート交流館では、日々の事業や活動を行ってまいります。

当館の低学年育成事業(Eメイツ)では、子どもが自分自身を構成しているありとあらゆる要素「もちあじ」に気づき「もちあじ」をまるごと認め、その上で、互いを認め合い、大切にできる仲間として成長していけるように、もめごとが起こった時には、子どもどうしが気持ちを語り、自分たちで解決でき



問合せ先 ハート交流館
☎072・432・595

市内小中学校における「こどもの権利」に関する取組み

貝塚市においては「こども基本法」と1989年の第44回国連総会にて採択された「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づいた指導を行っていくため、「人権教育推進のための具体的施策」に「こどもの権利を尊重した指導を行う」こと、「こども自身も自らの権利について正しい知識を身に付け、日常生活において自他の人権を尊重する行動力を育成する」ことを重点目標に掲げています。



子どもの権利条約

学校では「確かな学力」を確立するとともに、「豊かな人間性」の育成のために、すべての子どもが安心・安全で過ごしやすい学校づくりを基盤に、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高める人権教育をすすめています。

子どもたちが自分の思いを安心して伝えるためには、一人ひとりが他者の意見

市内小中学校における「こどもの権利」に関する主な取組み
6年生の道徳の学習で「世界人権宣言」について学んだことをもとに、よりよいクラスの実現をめざし、自分たちのクラスに必要なルールを作る活動を行う。
生徒会が中心となり、学校指定のカバンを変えていくために、生徒一人ひとりの意見をとりまとめる活動を行う。

をきちんと受け止め、共感したり、互いの考えを認め合ったりできる土壌が必要です。今後も、子どもたちが自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる集団や学級づくりに向け取り組んでいきたいと考えています。

問合せ先 学校教育課 ☎072-433-7113